GRIPS 文化政策ケース・シリーズ

金沢市[1]

1. 金沢市の概要

都市・金沢の起源は約 460 年前に遡る。1583 年に始まる加賀藩政の都市建設によって 17 世紀後半には現在の中心市街地の原型となる城下町が完成した。金沢は歴史的に都市災害を免れてきており、その結果、城下町の歴史的町並みや用水、街路が広く残されてきた。また、自然風景も豊かである。中心市街地を挟んで流れる犀川と浅野川の二つの河川とそれに沿った三つの河岸段丘（卯辰山丘陵、小立野台地、寺町台地）の斜面緑地が地理的特質となっている。これらは金沢の歴史・風土を育んできた重要な景観要素である。

金沢城公園、兼六園や歴史的町並みをはじめとする景観の保全のほかに、金沢市は、1994 年に、金沢市芸術ホールを開館し、1996 年に中核市に移行後、2004 年には金沢 21 世紀美術館の開館、2006 年の金沢能楽美術館開館と、日本有数の文化都市としての歩みを続けている。

市域

市の面積は 467.77ｋm^2であり、うち国有地が 65.1039km2（13.9%）、県有地が 10.8549km2（2.3%）、市有地が 11.1499km2（2.4%）を占める（2006 年段階）。都市計画区域面積は 223km2、市街化区域は 8,486km2、市街化調整区域は 13,814km2 となっている。市街化区域の用途地域は、住居系が 64.8%、商業系 8.2%、工業系 27.0%である[2]。

人口

2007 年 12 月 1 日現在、金沢市の人口は 455,863 人である。国勢調査の結果（表 1）によると、2000 年に最大の人口数 456,438 人を記録しているが、その増加率は 1995 年頃から緩やかになっており、最新の 2005 年には初めて人口減を経験している。

---

[1] 本稿は、垣内恵美子（本学文化政策プログラム・ディレクターおよび教授）、クサビエ・グレフ（パリ第一大学教授）、奥山忠裕（本学研究助手）、阿部大輔（本学研究助手）が 2008 年 2 月 18 日～20 日にかけて金沢市に対して行ったインタビューをもとに構成されている。インタビューに応じていただいたのは、都市政策局歴史遺産保存部　中川富喜氏、石浦裕治氏、都市整備局景観政策課　本光章一氏、国際文化課　河原靖氏である。

[2] 金沢市ホームページ内「金沢市統計データ集」（http://www4.city.kanazawa.lg.jp/11018/index.jsp）による。以降、特に断らない限り、数値データはこのデータ集に依拠する。

表 1　金沢市の人口動態

年	人口	増減数	増減率	人口密度 (人/km2)
1955	299,909	15,886	5.6%	641.1
1960	313,112	13,203	4.4%	669.4
1965	335,828	22,716	7.3%	717.9
1970	361,379	25,551	7.6%	772.6
1975	395,268	33,889	9.4%	845.0
1980	417,684	22,416	5.7%	892.9
1985	430,481	12,797	3.1%	920.3
1990	442,868	12,387	2.9%	946.8
1995	453,975	11,107	2.5%	970.5
2000	456,438	2,463	0.5%	975.8
2005	454,607	-1,831	-0.4%	971.9

人口／増減数の単位は（人）　（出典＝金沢市統計データ集）

産業

近年の金沢は文化産業都市の様相を呈し、産業分野では、2005 年における金沢市の製造業全体の生産額（54,021,141 万円）のうち約 20 パーセントが一般機械器具製造業の生産額（10,616,647 万円）にあたり、事業所（従業員が 4 名以上）数においても同分野が全体の約 18 パーセント（全体：1,062 のうち 191）と高い割合を占めている。最近では、石川県発祥のコマツ（株式会社小松製作所）が、大型油圧ショベル生産用新工場設立のため金沢港に隣接する粟崎地区工業用地への進出を決め、また、北陸新幹線金沢駅開業に向けた金沢駅周辺の開発が進むなど産業の振興が活発化している。その他、金沢箔、九谷焼、加賀友禅といった伝統工芸も盛んである。

観光

金沢地域（金沢市、かほく市、白山市、野々市町、津幡町、内灘町）への観光客数は 2005 年段階で 647.1 万人であった（表 2）。　観光客数は 2002 年以降、やや減少傾向にある。

表 2　金沢地域における観光客数

	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
総数	5,902	5,646	5,969	5,956	6,299	7,014	7,835	6,578	6,413	6,471
兼六園	2,375	2,090	1,940	1,761	1,803	1,811	2,013	1,777	1,684	1,649

単位は（千人）　出典＝石川県交流政策課

最も集客力の高い観光地は兼六園であり、1996 年段階では全観光客数の約 40%が訪れていた。近年は観光行動の多様化によりその割合は減少しつつあるが、2005 年でも全観光客の約 25%が訪れている。

予算

2007 年度の当初予算は、総額 352,430,967 千円、一般会計 152,650,000 千円、であり、そのうち景観政策課の予算は 106,232 千円であった。

2. 金沢市の都市計画・景観政策の概略

2-1　都市計画に関する基礎的情報

2007 年 4 月 1 日現在の金沢市における都市計画に関する基礎的な情報を以下に示す。

表 3　金沢市の都市計画の基礎的情報

項目	概要
① 都市計画区域面積	22,300 ha
② 市街化区域面積	8,510 ha
③ 市街化区域面積	13,790 ha
④ 風致地区	1,950.3 ha
⑤ 地区計画	48 地区

また、文化財指定建造物について、市指定が 15 件（天徳院山門など）、県指定が 17 件（成巽閣辰巳長屋など）、国指定が 11 件（尾崎神社神門など）となっている。

2-2　景観政策の概要

金沢市の景観政策の端緒は、1964 年に制定された「武家屋敷群地区の土塀・門などの修復制度」に求めることができる。その後、古都保存法（1966 年）に触発される形で 1968 年 4 月に歴史的環境の保存に関するわが国初の条例「伝統環境保存条例」が制定され、町並み保存の取り組みが本格化していく。古都保存法がその適用対象を奈良・京都・鎌倉に限り、また社寺建築等の歴史的価値を強化するための法令であるのに対して、一地方都市における景観整備について、しかも一般の民家や町並みをも対象に自ら法制度化したものとして当時全国でも先駆的であった（西村（編）、2003:110）。

2006 年 12 月には機構改革により「まちなみ対策課」が「都市計画課」と「まちなみ保存課」に分割された。翌年 2007 年 4 月には「景観政策課」が創設され、「まちなみ保存課」が歴史建造物整備課内の「まちなみ保全室」に改組されている。

3. 景観保全を支える各種制度

3-1 伝統環境保存条例

本条例は「都市開発に伴う本市固有の伝統環境の破壊を極力防止するとともに近代的都市に調和した新たな伝統環境を形成して、後代の市民に継承すること」（第１条）をその目的とし、(1)伝統環境保存区域の指定、(2)区域内の建築・土地形質変更・木竹の伐採等の届出と助言、指導または勧告、(3)伝統環境保存委員会と専門部会の設置、(4)寺院の山門・土塀の修復、沿道修景のための生垣化等の助成の実施、を主な内容とした。

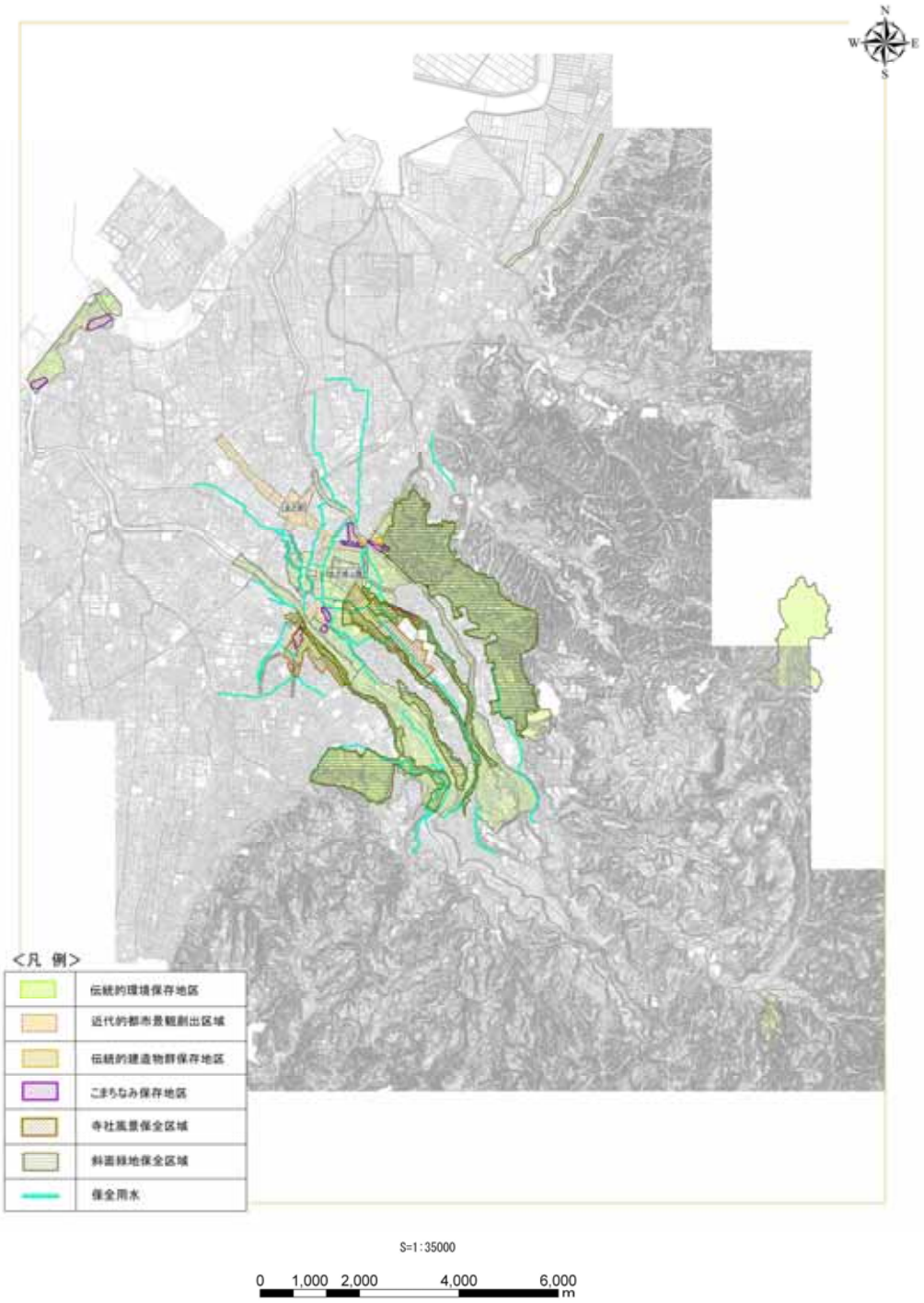

図１　金沢市内の条例区域（金沢市都市政策局歴史遺産保存部より提供）

当初、4 つの保存地区（76.65ha）を設定していたが、1969 年 6 月に 316.67ha、1982 年 10 月に 29.66ha が追加指定され、現在では合計 13 区域 422.89ha が指定されている（代表的な保存区域は、ひがし茶屋街を含む卯辰山西部とその周辺の浅野川地域、兼六園周辺、長町武家屋敷群周辺、寺町周辺の犀川流域、野田山墓地周辺など）。

3-2 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例

1975 年の伝統的建造物群保存地区制度の導入を受け、金沢市は 1977 年 3 月に「金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定した。条例の主な内容としては、伝統的建造物群保存地区における保存計画の策定及び現状変更行為の制限が挙げられる。

本条例に基づいて、東山ひがし茶屋街を対象に伝建地区指定に向けた調査および地元住民との折衝が進められた。東山ひがしは、1820 年（文政 3 年）に犀川西側の「にし」とともに「ひがし」の茶屋町として浅野川の東岸に整形な街区が形成された茶屋町である。街路に面して一階に出格子を構え、二階の建てを高くして二階に座敷を置く茶屋の形成を示す町屋が連なる町並みが特徴である。住民との折衝は、指定により資産価値が下がるのではないかといった懸念や、自由に建築できなくなるという不安から、住民の十分な理解を得ることができず、中断されることとなる。その後、老朽化等から建て替えを余儀なくされる建物も現れ、積極的な保全が必要になってきたため[3]、2001 年に再調査が行われ、東山ひがし茶屋街の約 1.8ha、143 棟の建築物が伝建地区として指定されるとともに、国の重要伝統的建造物群保存地区として選定された。

さらに、2003 年には主計町の約 0.6ha、51 棟の建造物が伝統的建造物群保存地区として指定された。「主計町」は「ひがし」と同じ茶屋街として、明治期には成立していたものと考えられている。茶屋建築としての特徴は、おおよそ「東山ひがし」と共通しているが、明治後期から昭和初期にかけて三階建てに増築される等時代相をよく伝え、前を流れる浅野川と共に良好な景観を形成している。現在、主計町は重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて調査が進められている。

いずれの保存地区も、伝統的建造物の修理基準として構造・位置・屋根および庇・外壁および開口部・材料・色彩、塀の修理基準として構造・屋根・壁面・材料・色彩の詳細を定めている。

[3] 西村幸夫＋町並み研究会（編著）、『日本の風景計画　都市の景観コントロール　到達点と将来展望』、学芸出版社、113 ページ、2003 年

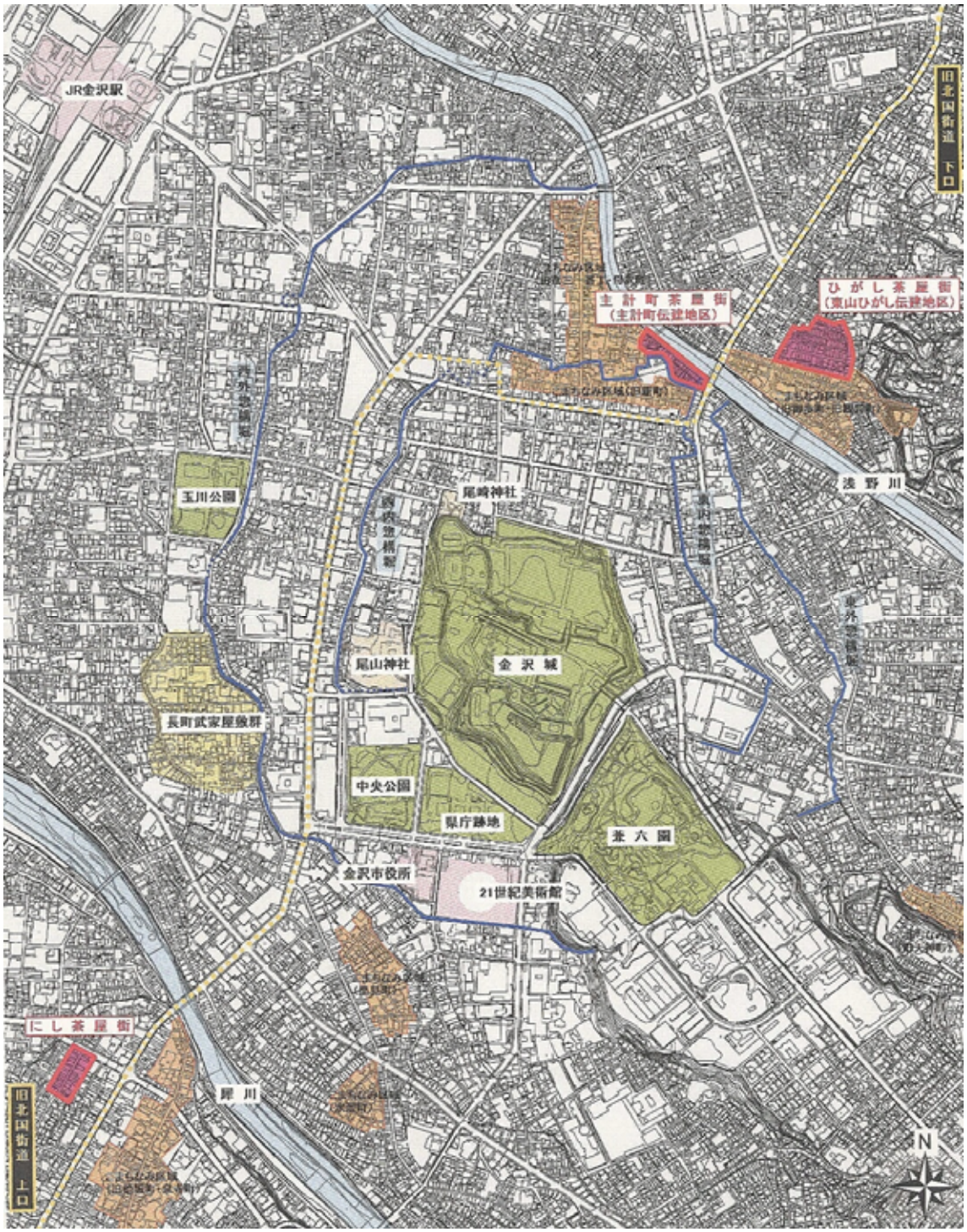

図１　金沢市における伝統的建造物群保存地区ならびにこまちなみ保存地区
（金沢市都市政策局歴史遺産保存部より提供）

（左）写真 1　主計町茶屋街
（右）写真 2　対岸から見た主計町の景観

（左）写真 3　ひがし茶屋街
（右）写真 4　にし茶屋街

表 4　金沢市伝統的建造物群保存地区保存整備事業費補助金交付要項

事業名		対象事業	補助率	限度額
区分	種類			
伝統的建造物	建築物	外観、屋根および構造上主要な部分の修理（老朽電気配線の更新含む）	80%	1,500 万円
		構造上主要な部分の補強	90%	500 万円
		格子の修理	90%	---
		防災設備	90%	---
	工作物（板塀等）の修理		80%	---
一般建造物	建築物	外観、屋根の修景	70%	700 万円
		格子の修景	90%	---
		防災設備の修景	90%	---
管理	工作物（塀、垣、門等）の修景		70%	---
	建築物および工作物	病虫害（白アリ等）の防除処理	80%	50 万円
	特定されたもの	復旧	80%	---
環境物件等		病虫害の防除処理および剪定等	80%	---
	上記以外のもの	生垣等の整備	80%	---
保存団体の活動	地区の保存を目的とする住民団体による活動ならびに防災資機材の整備および維持管理等		50%	100 万円
駐車場の借上げ	地区内に居住する者で自宅敷地内に駐車施設を持たない者の地区外での駐車場の借上げ（各世帯 1 台分に限る）		50%	1 ヶ月につき 5 千円
空き家の活用	地区内の空き家を借り上げて、新たに居住する者の借り上げ（最初の 1 年間に限る）		50%	20 万円

出典＝金沢市の伝統的建造物群保存地区（2005）

3-3 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例

1989 年に制定された「金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例」（以下、「景観条例」）の大きな特徴は、旧伝統環境保存条例にマンション対策となる高さ規制や「伝統環境保存区域」の他に「近代的都市景観創出区域」を加えたことである。条例の主な内容は、(1)区域の指定、(2)景観形成基準の設定、(3)区域内建築行為等の届出と助言、指導または勧告、(4)眺望景観の保全、(5)指定保存対象物の指定、(6)都市景観に影響のある行為に対する助言、指導または勧告、である。

伝統環境保存区域は、条例施行当初の 13 区域（422.9ha）から始まり、現在の 36 区域（1,887.0ha）に順次拡大されてきた。また、近代的都市景観創出区域として 13 区域（154.4ha）が指定された。総面積 2,041.4ha に及ぶ指定区域全体は 8m～60m の 10 段階の高さ基準を設定、届出制を実施し、おおむねその効果を上げている。

3-4 茶屋街まちなみ修景事業

金沢市の景観行政上、極めて重要な位置を占めてきた茶屋街（ひがし茶屋街、にし茶屋街、主計町）に対し、市は 1984 年から茶屋建築の特徴である木虫籠の修繕への補助制度を設けた。これが現在の茶屋街まちなみ修景事業の原形である。

茶屋街まちなみ修景事業は旧主計町モデル地区保全修復事業として始まり、格子戸修復（1984 年度開始）を手始めに、外観修復（1989 年度開始）、新築修景（1993 年度開始）を進めてきた。

3-5 こまちなみ保存条例

「金沢市こまちなみ保存条例」は 1994 年に制定された。本条例は、旧市街地の各所に残る、面的な広がりを持たないが風情を残す「ちょっとした良い町並み」を「こまちなみ」として守り、育て、その雰囲気を活かした風格あるまちづくりを推進し、ある程度の集積のある町並みを指定して歴史的建造物を核にして隣接の町並みへの保存修景へ波及させていく狙いがある。なお、条例における「こまちなみ」の定義は、「歴史的な価値を有する武家屋敷、町家、寺院、その他の建造物又はこれらの様式を継承した建造物が集積し、歴史的な特徴を残すまちなみ」である（第 2 条）。具体的には、(1)「伝統的建造物群保存地区」ほどの面的広がりや質的純粋性は持たないが、歴史的風情を残すちょっとした町並みで、(2)10 戸程度でも町並みとしてのまとまりがあればよく、(3)伝統的な家を大切にしながら今住んでいる人たちの「生き生きとした生活感」を重視し、(4)江戸・明治・大正・昭和期、良質であれば現代の建物が混在してもよい、としている。

保存の仕組みは、①保存が必要な町並みを「こまちな

写真 5　大野町区域

写真 6　旧観音町区域

み保存区域」として指定し、②それぞれの町の特徴に応じた「保存の基準」を作成し、③改築や修繕に市が補助を行うことで保存や修景を進め、④保存区域では新築・改築などの際、事前に市へ届け出る。区域内の歴史的な建築は、所有者の同意を得て「こまちなみ保存建造物」として登録する。

こまちなみ保存に関わる助成制度には建築物修景事業、保存建造物修復事業、外構修景事業、格子戸修復事業、防災施設整備事業、防災構造整備事業、保存団体の育成事業がある。現在までに、こまちなみ保存区域は武家系 4 箇所、町家系 6 箇所の合計 10 箇所、35.54ha が指定されている。

表 5　こまちなみ保存区域

区域	面積	類型	指定年	概要
里見町区域	約 2.5ha	武士系	1995 年 4 月	土塀や門に囲まれ、緑豊かな前庭を有する武家地の面影を残す町並み。
旧新町区域	約 2.7ha	町家系	1995 年 4 月	軒や格子戸が連なる町並み。
大野町区域	約 8.3ha	町家系	1996 年 5 月	醤油蔵と風格ある町家の連なり。醤油蔵の積極的な活用・修復を図る。
旧観音町区域	約 2.3ha	町家系	1996 年 6 月	観音院門前に位置し、伝統産業・芸能の技を支える粋な町家の連なり。
水溜町区域	約 1.4ha	武士系	1997 年 6 月	伝統的なアズマダチの表構え、土塀、門の保存・復元を図る。
旧天神町区域	約 3.4ha	武士系	1998 年 1 月	旧街道沿いに位置し、椿原天満宮へと連なる町家の町並み。
旧御歩町区域	約 2.1ha	武士系	1998 年 6 月	浅野川の清流と卯辰山の緑に包まれた武家地としての町並み。
旧蛤坂町・泉寺町区域	約 6.0ha	町家系	1999 年 2 月	変化に富んだ地形と伝統の建築、旧街道沿いの町家とその背後の寺社境内の広がりが織りなす歴史的町並み。
旧彦三一番丁・母衣町区域	約 5.2ha	武士系	2000 年 6 月	伝統的なアズマダチの表構え、土塀、門の保存・復元を図るとともに、塀越しの豊かな庭木の維持を奨励する。
金石区域	約 1.6ha	町家系	2002 年 4 月	かつて北前船航路の拠点として賑わった界隈。町家と旧回船問屋が連続する町並み。

3-6 用水保全条例

市内に残る 55 本の用水を、まちなみの表情を醸しだす重要な要素として捉え、それらのより積極的な保全に努めるため、金沢市用水保全条例が 1996 年に制定された。

本条例は、「藩政時代から金沢のまちを網の目のように流れ、四季折々の風景を映し出し、市民生活にさまざまな恵みをもたらしてきた用水を、市民とともに保全することにより、潤いとやすらぎにあふれる本市固有の用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承すること」（第 1 条）を目的とする。この条例において「用水」とは、「歴史的、地域的又は社会的に用水として市民に親しまれてきた河川又は水路」を指す（第 2 条）。たとえば長町武家屋敷群周辺では、大野庄用水と土塀の修復・整備による修景が早くから進められてきた。

写真 7　市内の用水

3-7 斜面緑地保全条例

金沢の河岸段丘の斜面の緑を守る景観条例であり、1997 年に制定された。市内には、浅野川と犀川を囲むように卯辰山、小立野台地、野田山の丘陵・台地の斜面がある。この条例は、金沢の起伏ある地形を形成し市民に憩いとやすらぎをもたらすこうした斜面緑地を、「動植物の貴重な生息地として守り、都市の防災機能を確保しながら、市民と一体となって豊かなまちの緑として保全すること」を目的とする（第 1 条）。保全区域内における宅地の造成等や木竹の伐採、建築物等の新築・改築・増築等や色彩の変更、土石の類いの採取、物件のたい積は、事前に市長に届け出る必要がある（第 7 条）。

3-8 眺望景観保全施策

近年の都市開発における中高層建築物による景観破壊を契機として、2001 年度から眺望景観保全調査が進められ、翌年度には眺望景観に関するガイドラインが策定された。市では建築物の高さ基準を景観条例で定め、またこまちなみ条例や斜面緑地保全条例等で規制誘導の網掛けを細分化してはいるものの、市域のすべてで規制誘導できるわけではなかった。そこで、眺望景観ガイドラインの策定により、これまでの個別的な景観施策をつなげ、都市風景に自然風景を含めたより広がりのある総体的な風景計画へ高めていくことが狙われている。

眺望景観保全の基本的な考え方は、「眺望景観保全」（見通しの確保、背景の保全、阻害要因の低減）と「眺望景観の創出・育成」（視点場の確保・演出、保全対象要素の創出）を二本柱としている。

優れた眺望景観を抽出するために、視点場の特性ならびに対象場の特性に関する評価基準が定められている（表 6）。

表 6　保全するべき眺望景観の評価基準

視点場特性	概要
■ 公共性	市民が自由に眺望できる場所であることやアプローチのしやすさ
■ 歴史性	視点場自体が歴史性を有しており、市民に親しまれているか
■ 観光性	観光客が眺望を楽しむことのできる場所か
■ 心象性	意識調査結果や歴史性（または近代的）都市としての市民の認知度の高さ
対象場特性	概要
■ 緑のまとまりと連なり	金沢の個性を示す卯辰山、小立野台地、寺町台地等の緑のまとまりや連なり（稜線、連続性など）を眺望できるか
■ 自然の広がり	見通しが効き、遠景において金沢の個性を演出する要素が存在するか、視界が開けているか
■ 歴史・伝統・文化特性	金沢の歴史・伝統・文化等の特性を示す町並み、寺院群・寺院の大屋根、黒瓦屋根などを眺めることができるか
■ 近代性	近代的町並みを眺めることができるか

各評価基準に対して、0 点～2 点の重み付けを行っている。「公共性」を例にとると、「主要道路の連続した歩道や公園内、展望台整備済みの場合」に 2 点、「地域住民が通行する程度の道路内の場合」に 1 点、「人通りが少ない場合、私有地内の場合」に 0 点、となっている。こうした眺望景観の評価基準に従い、合計 52 地点の眺望景観が選出され、さらにそれら

はその重要度に基づいて A、B、C ランクに分類されている。A ランクの眺望景観として、①浅野川大橋（上流への眺望）、②東山ひがし茶屋街、③主計町、④兼六園、⑤金沢城公園、⑥犀川大橋（上流への眺望）が選出されている。

4. 組織体系

1990 年 4 月に「金沢市都市景観審議会」が設置され、同月に第 1 回審議会を開催するとともに、5 つの専門部会が設置された。斜面緑地保全条例の制定を契機に 1999 年 4 月に斜面緑地保全部会を新設し、2002 年 8 月には寺社風景保全条例に基づき寺社風景保全部会が新設された。現在、景観審議会の構成は以下のようになっている。なお、審議会ならびに専門部会の委員はいずれも 2 年の任期となっている。

審議会

委員 16 名（学識経験者／関係行政機関職員）

専門部会

■ 建物部会（10 名）：指定区域内の届出建築計画審議など
■ 保存建物部会（7 名）：指定保存建造物の指定案件調査など
■ 緑化推進部会（13 名）：保存樹・樹林指定案件調査など
■ 用水みちすじ部会（11 名）：道路、用水などの修景計画審議など
■ 計画部会（12 名）：景観形成計画の策定審議など
■ 斜面緑地保全部会（12 名）：斜面緑地保全区域指定案件調査など
■ 寺社風景保全部会（9 名）：寺社風景保全区域指定案件調査など

この他、こまちなみ保存委員会（1994 年 6 月設置、委員 9 名、任期 2 年）や屋外広告物審議会（1995 年 12 月設置、委員 13 名、任期 2 年）が設置されている。

事務局は、寺社風景保存部会・こまちなみ保存委員会を担当する「都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課」（職員 14 名、うち技術職員 12 名（土木 4、建築 7、造園 1）、事務職員 2 名）と、歴史建造物整備課の分担以外を担当する「都市整備局景観政策課」（職員 7 名、うち技術職員 3 名（土木 1、建築 1、造園 1）、事務職員 4 名）となっている。

《参考資料》

- 金沢市都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課／金沢市都市整備局景観政策課、『金沢の景観政策　平成 19 年度版』、2007 年
- 金沢市景観政策課、『緑の文化遺産・斜面緑地』
- 金沢市都市政策局歴史遺産保存部歴史建造物整備課、『金沢市の伝統的建造物群保存地区』、2005 年
- 金沢市まちなみ対策課、『眺望景観の保全』、2003 年
- 金沢市歴史遺産保存部歴史建造物整備課、『寺社風景の保全』、2003 年